

●香川県告示第189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成19年香川県告示第75号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成19年4月1日次のとおり免許した。

平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

| 免許番号 | 告示中の番号 | 漁場の区域 (池名又は河川名) | 漁業権者 | |
|---------|--------|--------------------|--------|-----------------|
| | | | 氏名又は名称 | 住所 |
| 内区第286号 | 1 | 次郎兵衛池 | 谷本 俊昭 | 木田郡三木町大字井戸817-1 |
| 内区第287号 | 2 | 大池 | 福家 郁賀 | 高松市国分寺町新居544 |
| 内区第288号 | 3 | 新池 | 福家 郁賀 | 高松市国分寺町新居544 |
| 内区第289号 | 4 | 宮池 | 福家 郁賀 | 高松市国分寺町新居544 |
| 内区第290号 | 5 | 小奈良須池 | 浮田 洋史 | 綾歌郡綾川町畑田3515-1 |
| 内区第291号 | 6 | 今滝池 | 石田 幸男 | 仲多度郡琴平町苗田1121-1 |